拒絶査定

特許出願の番号	特願２００３－５３６５１８
起案日	平成２０年　５月１５日
特許庁審査官	長馬　望　　９２３６　３Ｋ００
発明の名称	逆転洗濯方法および伝動機
特許出願人	海尔集团公司（外　１名）
代理人	特許業務法人池内・佐藤アンドパートナーズ

この出願については、平成１９年１０月２３日付け拒絶理由通知書に記載した理由によって、拒絶をすべきものです。

なお、意見書の内容を検討しましたが、拒絶理由を覆すに足りる根拠が見いだせません。

備考

出願人は、平成２０年４月２１日付けの意見書において、本願の請求項１に係る発明の技術的特徴である「前記中空の内槽軸が、前記歯車箱（１３）の上壁に設けられた軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に設置されており、前記中空の内槽軸が前記軸孔内で回転可能である」という構成が上記拒絶理由通知書で提示した引用文献１（特開昭５９－１７１５８８号公報）及び引用文献２（特開昭５３－２５０７２号公報）には、記載されていない旨を主張している。

しかしながら、引用文献１に記載された発明の洗濯兼脱水槽を駆動するための軸３０は、その内部に攪拌体２０のための軸３２があることから、中空であるといえ、さらに第３図の記載等から、この軸３０は遊星ギア等を備える装置内に設置され、ボールベアリング３５を通って延在し、該ボールベアリング３５内で回転可能であることから、引用文献１記載の発明から、出願人の主張する上記構成を得ることは当業者が容易になしえたことである。また、引用文献２についても同様の事項が記載されているといえ、これより出願人の主張する上記構成を得ることは当業者が容易になしえたことである。

また、出願人は、技術分野の相違を理由に引用文献１,2記載の発明に上記拒絶理由通知書で提示した引用文献３（特表平９－５００７０９号公報）、引用文献４（実願平４－２７６３９号（実開平５－８７３５２号）のマイクロフィルム）を適用することは容易ではない旨を主張しているが、引用文献１～４記載の発明はいずれも動力の伝導装置である点で共通することから、出願人の主張は採用することができない。

したがって、出願人の主張は採用することができず、本願の請求項１～１６に係る発明は上記拒絶理由通知書で提示した理由により特許を受けることができな

い。

この査定に不服があるときは、この査定の謄本の送達があった日から３０日以内（在外者にあっては、９０日以内）に、特許庁長官に対して、審判を請求することができます（特許法第１２１条第１項）。
（行政事件訴訟法第４６条第２項に基づく教示）
この査定に対しては、この査定についての審判請求に対する審決に対してのみ取消訴訟を提起することができます（特許法第１７８条第６項）。

部長／代理	審査長／代理	審査官	審査官補
	稲垣　浩司	長馬　望	
	９５５６	９２３６	